

広島市成年後見利用促進センター (広島市社会福祉協議会)

〔相談内容〕

認知症などにより判断能力が十分でないため財産管理ができない方などを支える成年後見制度の利用を促進するため、広島市社会福祉協議会に「広島市成年後見利用促進センター」を設置し、制度に関する相談や成年後見人などの選任の申立てに関するアドバイスなどを行います。

〔相談日時〕

月～金曜日：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
(祝・休日、8 月 6 日、年末年始を除きます。)

〔相談料〕

無料

〔相談方法〕

電話、E-mail 又は来所してください。(来所の場合は事前連絡推奨)

〔所在地等〕

〒732-0822 南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内
広島市成年後見利用促進センター
TEL 207-3367 (直通) FAX 264-6437
E-mail kouken@shakyohiroshima-city.or.jp